

承認案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年4月23日提出

天理市長 南 佳 策

専決第3号

専 決 処 分 書

天理市環境クリーンセンター西側市有地の土壌検査の実施、起債同意額の決定等により、平成20年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月30日

天理市長 南 佳 策

## 平成20年度天理市一般会計補正予算（第8号）

平成20年度天理市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,368,602千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成21年3月30日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,195,815 <sup>千円</sup>	4,500 <sup>千円</sup>	1,200,315 <sup>千円</sup>
	2 特別会計繰入金	66,187	4,500	70,687
21 市債		1,611,700	19,900	1,631,600
	1 市債	1,611,700	19,900	1,631,600
歳 入 合 計		24,344,202	24,400	24,368,602

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 4,531,670	千円 25,353	千円 4,557,023
	1 総務管理費	3,851,032	25,353	3,876,385
12 公債費		2,342,523	△953	2,341,570
	1 公債費	2,342,523	△953	2,341,570
歳 出 合 計		24,344,202	24,400	24,368,602

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理事業	千円 953
		市庁舎施設整備事業	6,353
8 土木費	4 住宅費	宅地整備事業	1,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農村総合整備事業	千円 40,400	当初議決	当初議決	当初議決	千円 44,900	当初議決	当初議決	当初議決
道路整備事業	21,700	に同じ	に同じ	に同じ	37,100	に同じ	に同じ	に同じ

専決第4号

専 決 処 分 書

起債同意額の決定等により、平成20年度天理市土地区画整理事業特別会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月30日

天理市長 南 佳 策



## 平成20年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

平成20年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成21年3月30日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市債		千円 11,500	千円 4,500	千円 16,000
	1 市債	11,500	4,500	16,000
歳 入 合 計		116,000	4,500	120,500

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		千円 0	千円 4,500	千円 4,500
	1 繰出金	0	4,500	4,500
歳	出	合	計	
		116,000	4,500	120,500

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
区画整理事業	千円 11,500	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	千円 16,000	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ	当初議決 に同じ

専決第5号

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）の公布に伴い、天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

天理市長 南 佳 策

## 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第4項中「第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様式」を加える。

第38条第1項中「若しくは第2項」を削る。

第47条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とする。

第47条の3中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」を削る。

第47条の5第1項中「（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）」を削り、同条第2項中「及び同条第2項」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）」を「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」に改める。

第54条第6項中「同項第2号」を「同項第1号」に改め、同条第7項中「施行規則第10条の2の9」を「施行規則第10条の2の10」に改める。

第56条中「第348条第2項第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当す

るものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第58条の次に次の1条を加える。

第58条の2 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第59条中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

第93条第2項中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附則第7条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年」の次に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第3項中「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第

41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の7及び第34条の8第1項の規定の適用については、第34条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

附則第8条第2項中「附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、同項第2号中「前条第1項」を「前条」に改める。

附則第10条中「、第15条の3又は第39条第5項」を「又は第15条の3」に、「、第15条の3若しくは第39条第5項」を「若しくは第15条の3」に改める。

附則第10条の2第4項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」



を「令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同条第7項中「施行規則附則第7条第7項各号」を「施行規則附則第7条第8項各号」に改め、同条第8項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改める。

附則第10条の3を削る。

附則第11条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出しを「（平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第1項中「平成19年度分又は平成20年度分」を「平成22年度分又は平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地」を「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第11条の3を削る。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第12条の2を削る。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の3中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の4を削り、附則第13条の5を附則第13条の4とし、附則第13条の6を削る。

附則第15条の2第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」に、

「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第19条の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「という。）」の次に「又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第20条第2項及び第6項中「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に改める。

附則第20条の2第1項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改め、同条第5項第2号中「、附則第7条の3第1項」の次に「、附則第7条の3の2第1項」を加え、「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に、「及び附則第7条の3第1項」を「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」に改める。

附則第22条の見出し及び同条から第24条までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第25条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この条において」を削る。

附則第26条及び第27条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第28条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第30条から第32条までの規定中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第33条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「この条において」を削る。

附則第34条中「附則第13条の5及び第13条の6」を「附則第13条の4」に改める。

附則第36条中「第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項、第53項から第59項まで若しくは第61項」を「第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」に改める。

第2条 天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第8項中「施行規則附則第7条第9項各号」を「施行規則附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「施行規則附則第7条第8項各号」を「施行規則附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「施行規則附則第7条第2項各号」を「施行規則附則第7条第3項各号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月

日

(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

(天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成20年9月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「次条第19項及び第20項」を「次条第17項及び第18項」に改め、同条第3号中「第13項」を「第11項」に改め、同条第4号中「次条第14項から第18項まで」を「次条第12項から第16項まで」に改める。

附則第2条第6項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第9項中「(次項及び第12項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削り、同条中第10項を削り、第11項を第10項とし、第12項を削り、第13項を第11項とし、第14項を第12項とし、同条第15項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第2条第15項」を「附則第2条第13項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「第15項」を「第13項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「第15項」を「第13項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とし、同条第20項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第18項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定及び附則第3条第3項の規定 平成21年6月4日
- (2) 第1条中天理市税賦課徴収条例附則第7条の3の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第1項の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定、同条例附則第8条第2項の改正規定（「前条第1項」を「前条」に改める部分を除く。）、同条例附則第16条の3第3項第2号の改正規定、同条例附則第16条の4第3項第2号の改正規定（「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第17条第3項第2号の改正規定（「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第18条第5項第2号の改正規定（「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第19条第2項第2号の改正規定（「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第19条の2及び第20条の改正規定、同条例附則第20条の2第2項第2号の改正規定（「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第20条の4第2項第2号の改正規定（「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。）並びに同条第5項第2号の改正規定（「第34条の6第1項前段」を「第34条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金

額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める部分を除く。）

平成22年1月1日

(3) 第1条中天理市税賦課徴収条例附則第7条の3第3項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条の規定 平成22年4月1日

(4) 第1条中天理市税賦課徴収条例附則第20条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

(5) 第1条中天理市税賦課徴収条例第54条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第7条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、平成21年4月1日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された第1条の規定による改正前の天理市税賦課徴収条例附則第10条の2第4項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例附則第10条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 第1条の規定中都市計画税に関する部分は、平成21年度以後の年度分

の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、  
なお従前の例による。